

# 町公有地占有の許可申請の流れと 占有料について

町が管理している公有地（道路、水路、公園などの敷地）の占有について、より適正に維持管理するため、関連する各条例が新しく制定および改正され、平成22年4月から施行されます。広報がいせい8月号では、制定および改正された条例、料金を徴収する占有物件についてお知らせしました。今月号では、町公有地を占有する場合に必要な許可申請手続きの方法と占有料についてお知らせします。

●街づくり推進課 ☎84・0321

○**占有許可手続の流れ**  
道路、水路、公園などの公有地を占有する場合、町へ占有許可申請を行い、占有許可

を受ける必要があります。（手続きの流れは図1のとおり）

○**占有許可期間について**

占有許可期間は、原則3年間です。占有許可期間満了後も、継続して占有を希望する場合は、3年ごとに継続申請が必要になりますので、ご注意ください。



○**占有料の納付について**  
道路、水路、公園などの公有地占有をする場合、町へ占有料を納めていただきます。ただし、次の占有については、占有料が免除になります。

- ① 上下水道など、公営事業のために占有するもの
- ② 道路から水路を横断して土地に乗り入れるために水路の上に架けられている橋で、橋の幅員が4メートル以下のもの
- ③ 宅内の雨水または汚水を水

路などに排水するために必要な排水施設を占有するもの

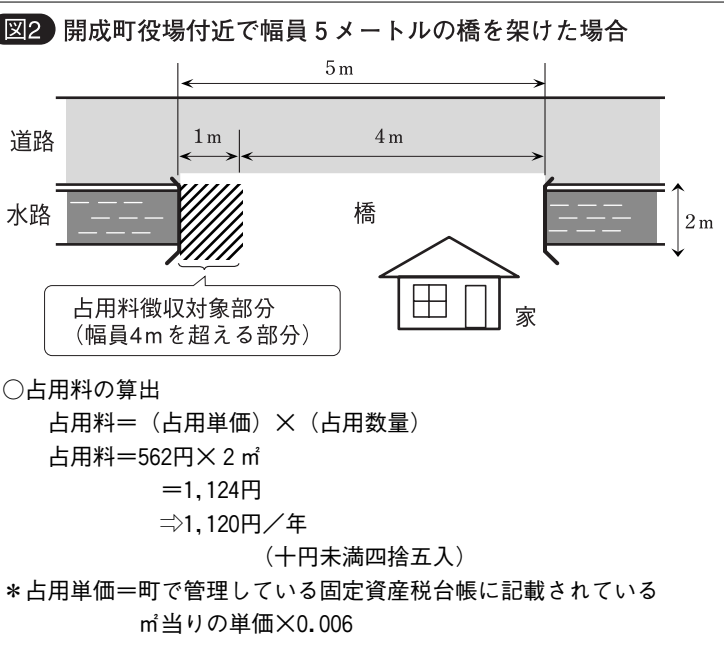
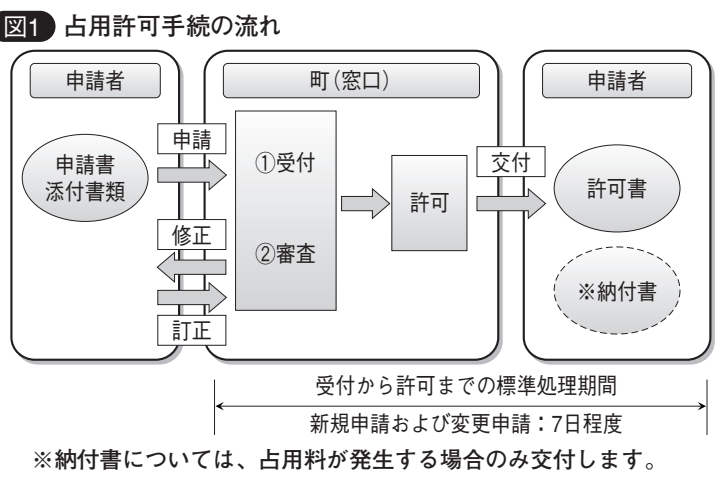
○**占有料の額について**

占有料の額は、物件の種類、大きさ、占有の期間などにより異なります。占有料の単価は、「開成町道路占有料徴収条例」で定められており、1年ごとに徴収させていただきます。（占有料の算出例は図2のとおり）

○**既に占有許可を受けている占有物件について**

既に占有許可を受けている占有者の方に対し、10月から占有物件の確認や、許可更新手続きの依頼文を送付いたします。

既に占有許可を受けている方で、更新手続きの通知が届いていない方は、至急街づくり推進課までご連絡ください。また、現在、無許可で占有されている方は、早急に許可申請を行ってください。



# 男女共同参画社会実現に向けて

今年、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されてから10年になります。男女が協調し共同して活動できる社会の実現に向け、今後も一層の取組が必要です。

## 企画政策課

☎84・0312

## ◆男女共同参画社会とは

一人一人が、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で行うことができ、男女がともに夢や希望を実現することができる社会です。

男性も女性も意欲に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会が実現すると...

## 職場では

多様な人材が活躍し、経済活動の創造性が増すことで、生産性が向上します。また、働きやすい環境が確保される

ことで、個人が能力を最大限に発揮できます。家庭では、仕事と家庭を両立できる環境が整い、男女がともに子育てや教育に参加できます。

## 地域では

男女がともに主体的に地域活動やボランティアなどに参加できるようにすることから、地域コミュニティ活動が発達します。

## 参加費無料 男女共同参画講演会

### 「友だちの作り方」

講師 中山千夏さん（作家）  
日時 11月28日（土）  
13時30分～15時30分  
※13時開場

場所 町民センター 3階 大会議室

申込 企画政策課に11月20日（金）までに電話、FAX、電子メールなどで、参加される方の氏名・連絡先（託児を希望される方は、お子さんの年齢・人数）をお知らせください。

その他 託児有り（要予約）

家族、夫婦、恋人同士などが、社会の仕組みや風習などの外的要因に縛られるのではなく、平等で自由な関係であり続けるためのヒントを教えてください。



（講師）中山千夏さん

申し込み先・問い合わせ先  
企画政策課  
☎84-0312 ☎82-5234  
HP:kikakuka@town.kaisei.kanagawa.jp

# 瀬戸屋敷をまるごと楽しもう 新たに「秋の玉手箱」を開催

あしがり郷「瀬戸屋敷」は、地域住民の生涯学習や地域活動の場として、幅広く活用されています。

瀬戸屋敷では、年間を通してさまざまな事業を開催しています。今年新たに「秋の玉手箱」を開催します。ぜひ、お気軽にご来園ください。

●あしがり郷「瀬戸屋敷」  
産業振興課 ☎84・0317  
(生涯学習に関する事業)  
生涯学習課 ☎82・5221



## 瀬戸屋敷の事業

昔から伝わる伝統的な「年中行事」を再現した催しや、歴史や文化、現代的課題などをテーマとした生涯学習講座「あしがり学校」、近隣のサークル団体が輪番で紙芝居、パネルシアター、人形劇、手遊び、読み聞かせなどを行う「蔵ひろば」があります。

## 蔵ひろば

◆毎月第2・第4土曜日  
13時30分～14時30分  
〔11月の予定〕  
11月14日（ゆうゆう・松田町）、  
11月28日（おはなし 青い鳥・南足柄市）

※瀬戸屋敷事業の日時、内容などの詳細は定期的にお知らせ版でお知らせします。